

令和5年10月1日から

# インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



## ～ A社さんのケース ～

ぬいぐるみ製造業  
(免税事業者)

A社さん、インボイス制度のこと検討してます？  
お互いに関係があるみたいなんですよ

インボイス制度ですか・・・？

町の雑貨屋  
(課税事業者)

雑貨屋

B社

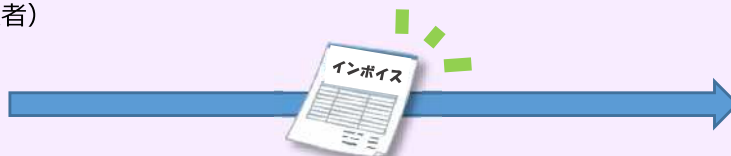
## インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス** (適格請求書) **を保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者** (適格請求書発行事業者) **の登録を受ける必要があります**、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります

売手  
(インボイス発行事業者)



買手  
(課税事業者)



## A社さんの 疑問

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 当社が登録しないと  
どうなるんだろう・・・  
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 3 申告って、どう計算するの？  
課税事業者は、**売上げの10%を納税**しなきゃいけないの？

疑問 4 登録を受けるかどうか  
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって  
どう作ればいいの？



登録をご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツも用意しております。是非ご活用ください。



👉 こちらから  
アクセス！

# 疑問 1 仕入税額控除ってなに？



## ▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{売上げの消費税額} \\ (\text{売上税額}) \end{array} \overset{\text{マイナス}}{-} \begin{array}{l} \text{仕入れや経費の消費税額} \\ (\text{仕入税額}) \end{array} = \begin{array}{l} \text{納付する税額} \\ (\text{納付税額}) \end{array}$$

差し引く計算が  
**仕入税額控除**

仕入税額控除には  
**インボイスの保存  
が必要**

**インボイスがなければ  
仕入税額控除できない\***

※一定期間、一定割合を控除できる  
経過措置が設けられています

## ～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



## 疑問 2

登録しないと  
どうなるんだろう…



登録をしないと、  
売上先 (B社) にインボイスを交付できない  
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ  
仕入税額控除ができなくなるが、経過措置が適用され  
るため…

### B社の仕入税額

当初の3年間	: 1,200円 (80%)
その後3年間	: 750円 (50%)
経過措置終了後	: 0円

B社



## 疑問 3

申告って、どう計算するの？  
売上げの10%を納税  
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、インボイスを  
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\begin{array}{l} \text{②} \\ \text{1,500円} \\ \text{売上税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{①} \\ \text{1,100円} \\ \text{仕入税額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{A社} \\ \text{400円} \\ \text{納付税額} \end{array}$$

控除可能

### ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、  
仕入税額控除後の金額です\*

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

**2割特例**により**非常に簡易**に  
納付税額を計算することができます

👉 3ページへ

### ポイント

制度開始後**6年間**は、仕入税額の次の  
**一定割合を控除できる経過措置**が  
設けられています (請求書の保存など、  
要件があります)

【令和5年10月～令和8年9月】 80%

【令和8年10月～令和11年9月】 50%



ポイント

疑問 5

インボイスって、  
どう作ればいいの？



「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、  
**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です  
※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書		
① 交付先の相手方 (売上先)の氏名又は名称 (株)〇〇 御中		④ 売手 (当社) の氏名 又は名称及び <b>登録番号</b> ▲▲▲▲(株) 登録番号T1234…
② 取引年月日	日付	品名
	11/1	魚 ※
	11/1	豚肉 ※
	11/15	割りばし
	11/29	タオルセット
③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び <b>適用税率</b>		⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
		※ 軽減税率対象
8%対象 15,000円		消費税1,200円
10%対象 3,000円		消費税 300円
		⑥ <b>税率ごとに区分した消費税額</b>

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものであればインボイスになります** (請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**  
どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書 (支払通知書) 」**などを作成する場合、インボイスを出す必要はありません

登録  
手続

インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、**登録申請書の提出が必要です**。  
登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

**登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！**

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書 (マイナンバーカード等) が必要です

申請手続



**国税局・税務署主催説明会の開催**

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています  
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

説明会



**国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト**

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の動画、  
申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

特設サイト



**インボイスコールセンター**

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています  
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

もっと  
詳しく